

2 アール未満の農業用施設用地への転用について

(農地法施行規則 5 条 1 号)

以下の条件を満たす農業用施設への転用の場合、農地法の許可を必要としない

1. 農地の所有者が自己の所有する農地を転用するものであること。
2. 面積が 2 アール (200 m²) よりも少ないこと。(200 m²以上は 4 条申請)
3. 転用者が自己の行う農業の用に供すること。(農業以外の自家用車駐車場や倉庫等に使う場合は不可)。
4. 既存の同一施設の拡張でないこと。

ただし、2 アール未満の農業用施設用地への転用である旨の農業委員会の証明が必要。

(農業委員会にて審議、承認通知の後に着工。完了後確認し証明書を発行)

添付書類、位置図 (申請地の位置を表示した図面、案内図)

登記事項証明書 (法務局：申請人と名義人に注意)

公図の写し (法務局又は役場)

土地利用計画 (転用地の建物や施設資材等の配置図)

- ※ 配置図には、農業用の利用であることの確認のため、収納する農機具や農業資材の配置を示すこと。
- ※ 農業施設の場合、これまで平面図のみで必ずしも立面図の添付を求めていなかったが、高さのある建物が建築され日照等の問題を起こすことがあるので、立面図も添付。
- ※ 隣地耕作者、水利権者、改良区の同意書並びに被害防除計画については、4 条 5 条の考えに順ずる。